

役員及び評議員の補欠推薦に係る提出書類についての説明

(役員とは、会長、副会長、理事、監事をいいます。)

1 役員について (該当年度定時評議員会をもって、現在の役員が任期満了となる場合)

地区ごとに役員選任及び評議員補欠選任が必要となりますので、次の書類を整え、地区ごとに地区代表(正・副会長)から公益財団法人神奈川県消防協会あて提出して下さい。(役員改選期は辞任届の提出は必要ありません。)

役員等の推薦が必要な場合は、次の書類を整え、公益財団法人神奈川県消防協会あて提出して下さい。

(1) 様式1の1「公益財団法人神奈川県消防協会の評議員・役員の推薦について」

(2) 様式1の3「理事、監事、正・副会長推薦書」

* 新任の方のほか、評議員から役員に異動する方も、該当します。

* 監事につきましては、①横浜地区、②川崎、三浦半島、湘南地区、③相模原、県西、県央地区ごとに調整の上、推薦方お願いします。

2 評議員について

地区ごとに評議員の補欠選任が必要な場合は、次の書類を整え、地区ごとに地区代表(正・副会長)から公益財団法人神奈川県消防協会あて提出して下さい。

(1) 様式2の1「公益財団法人神奈川県消防協会の評議員・役員の補欠推薦について」

(2) 様式2の2「補欠推薦書」

* 新任の方のほか、役員から評議員に異動する方も、該当します。

3 その他

上記書類の他に、次の【その他必要となる書類】が必要となりますので、「役員選任及び評議員の補欠選任に伴う候補者の推薦」を主送信先(T0)に対して依頼するときに、副送信先〔地区内の他の関係市町村・消防局(本部・署)〕消防団事務担当者に(CC)にて依頼しますので、**地区内で連絡を密にして事務を進め速やかに提出してください。**

* オリジナルのWord様式は、協会Websiteの「各種ダウンロード」各様式にあります。

* 住所は略さずに住民票記載住所をご記入下さい。住所氏名はワードプロセッサでの記入が可能です。

* 役員・評議員の候補者の住民票を事前に取得していただき、その他必要となる書類を速やかに提出いただけると幸甚に存じます。

* これらの書類は、法務局への登記事項変更手続き及び公益財団法人としての監督行政庁(神奈川県)への届出事項変更手続きに必要なものです。

【その他必要となる書類】

1 様式3「評議員就任承諾書」2部コピー不可

2 様式4「役員就任承諾書」2部コピー不可

* 様式4につきましては、2種類ありますので、評議員会後の臨時理事会にて、正・副会長に選定される役員は役員就任承諾書〔代表理事（会長）、理事（副会長）〕も必要になります。

3 様式5「辞任届」2部コピー不可

辞任届が必要な方は、次のとおりです。

(1) 退団した団長及び退団した相模原市の方面隊長で評議員の方（評議員辞任届）

(2) 現評議員から役員に異動する方（評議員辞任届）

(3) 役員から評議員に異動する方（辞任届）*役員任期満了時は辞任届不要ですが、

「評議員就任承諾書」が必要となります。4 履歴書2部コピー不可

5 就任承諾書記載の住所氏名が確認できる住民票又はこれに準ずる公的証明書（本人確認書類）*平成27年2月27日以降、登記申請の際に必要なになりました。

* 本人確認書類の注意事項

登記を依頼する司法書士から「住民票（個人番号が記載されていないもの）」で
と指示がありましたので、取得についてよろしくお願いいたします。

* 提出書類の提出年月日は、手書きで、定時評議員会の開催日の数字を記載してください。

評議員、理事、監事の欠格事由
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
(平成十八年六月二日法律第四十九号)

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項 及び第三十二条の十一第一項 の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）
- 二 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの
- 四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号 に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの
- 五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- 六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの